

大津市 6 次産業化・地産地消推進戦略

目 次

- 1 大津市の農林水産業と 6 次産業化及び地産地消について
 - (1) 大津市の現状
 - (2) 大津市の課題
- 2 6 次産業化及び地産地消の取組方針
 - (1) 戦略策定の経緯
 - (2) 戦略の期間
 - (3) 戦略の位置付け
 - (4) 推進体制
- 3 6 次産業化及び地産地消推進の成果目標（6 年間）
- 4 育成を図る 6 次産業化事業体の将来像
- 5 重点的に活用を図るべき農林水産物や加工技術等
 - (1) 農林水産物
 - (2) 加工技術等
- 6 6 次産業化に取り組む農林水産業者を支援するために行う施策
 - (1) 滋賀県の施策
 - (2) 大津市の施策
 - (3) 国・関係機関等の支援施策の活用方策

大津市 6 次産業化・地産地消推進協議会

平成 29 年 3 月（策定）

令和 3 年 3 月（改訂）

令和 4 年 3 月（改訂）

令和 5 年 3 月（改訂）

令和 7 年 3 月（改訂）

1 大津市の農林水産業と6次産業化及び地産地消について

(1) 大津市の現状

本市の経営耕地面積の1,242haのうち、田んぼの面積は96%の1,187haです(出典:2020年農林業センサス)。認定農業者や集落営農組織などの地域農業の担い手为中心となり、米・麦・大豆などの作物が生産されています。

水田を活用した野菜、果樹、花きなどの生産も行われており、市内全域で軟弱野菜、近年ではキャベツやジャガイモ、タマネギといった重量野菜、伝統野菜である「近江かぶら」や「坂本菊」などの生産にも取り組んでいます。そのように生産された野菜の中から、学校給食へも地場産の野菜として供給を行っています。

こうした中、新規就農者が中心となって、トマトやいちごなどの施設栽培への取り組みも生まれています。

水産業は、湖魚やしじみ漁等が行われている他、鮎の養殖なども行われています。

本市の特産品として、瀬田の小松菜、雄琴の千両、坂本の食用菊、比良のすいかを始め、上田上・田上の菜の花漬け、手づくりこんにゃく、転作大豆を利用した手づくり味噌等があり、市内外で販売されています。一方で、農林漁業者による6次産業化の取り組みは、一部の農業者や女性グループが、農林水産物を加工して、直売所を中心に販売を行う小規模であり、かつ地域内の流通に留まる活動が中心となっています。

(2) 大津市の課題

- ・本市の主要農産物である米・麦・大豆は、近年の気象変動や米の消費減少の影響により販売価格が低迷しています。そのため、農業者の所得が減少し、農業経営の継続が懸念される状況になっています。

- ・地球温暖化などの気象変動は農産物の生産量の減少や品質低下を招きます。2050年度のカーボンニュートラル実現に向けて、環境負荷の少ないエネルギー利用など具体的な行動が求められています。

- ・米に関しては、食生活の多様化による需要低下がもたらした過剰在庫により、従来から大きく乖離した価格に下落している中、平成27年産米から令和元年産米の販売価格は回復傾向にありました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響により米の中食・外食需要が減少したことなどにより、令和2年度以降販売価格が再び下落していることから、米価の安定対策が必要であり、一方で、農業経営の多角化などによる所得の確保が必要になってきています。

- ・学校給食においては、安定供給や価格等の観点から他府県産の食材が多く供給されており、まだまだ地場産食材の供給量が少ない状況にあります。

- ・農業者の高齢化が進む中で、潜在的に耕作放棄地の増加が懸念されるため、従来からの担い手に加え、新たな担い手の確保が求められています。その為には、ICTやAI、IoTなどの先端技術を活用した省力化や生産物の品質向上への取り組みを促進することが必要です。また、障害者等の就労の場を生み出すことも新たな担い手の確保につながる可能性もあることから、農福連携の取り組みも求められます。

- ・担い手の確保により生産性の向上が図られる一方で、農業者の離農により、農山村地域の基調である農業を中心とした生活を理解できづらい環境が顕在化しています。

・農業が生活から離れた存在となってきたことが、消費者にとって、食材選定や調理方法だけでなく、伝統野菜や郷土料理、食そのものに対する知識や伝統文化、理解を得る機会を低下させ、そのことが、生産者の意欲減退や地域への誇りの喪失を招いています。

・市全体としての人口もピークを迎えつつあり、今後は長期にわたり人口が減少していく社会を迎えることにより、農山村地域の過疎化の更なる進展、地域コミュニティの希薄化・弱体化などが懸念されており、中山間地域が多いという本市の特性を活かし、棚田の保全を核とした地域振興を促進することも必要です。

・また、都市農地が都市にあるべきものへと方向転換がなされたことにより、都市農地を農業体験の場として提供などすることで、農業への理解を醸成することが求められます。他にも、農山村地域の人々と消費者などとの交流を盛んにし、農業に対する理解を進めることにより、農業に関わる市民を増やすことも必要です。

・新型コロナウイルス感染症の影響による農作物の需要動向の大きな変化への対応や、農業・農村への興味や関心の高まりを一過性のものとはしない取組が必要です。

・農林漁業者による6次産業化の取組は、個人での小規模な取組に留まり、地域全体の取組まで発展していません。



★こうした厳しい状況にある農林水産業の活性化策として、農林漁業者が生産・加工・販売を一体的に行う「6次産業化（※1）」の取組や農林漁業者と商工業者等が互いの得意分野を活かし、協力し合って商品の開発を行う「農商工連携（※2）」の取組が注目されています。

★本市においても、一部の先進的経営において経営の多角化の一環として、加工販売の取組や農商工連携の取組が進められており、本市の農林水産物の付加価値を高め、農林漁業者の所得の増大を図るためにも、6次産業化に取組むことは、効果的な手法と考え、その推進体制の構築と各種施策を活用した支援が必要となっています。

※1 「6次産業化」とは、農林漁業者が主体となって、生産から加工、販売を一体的に行う取組を指します。ただし、加工や販売を委託して行うこともこれにあたります。

※2 「農商工連携」とは、商工業者が主体となって、農林漁業者から生産物の提供を受けて新たな商品を作る取組を指します。

2 6次産業化及び地産地消の取組方針

（1）戦略策定の経緯

本市では、重要な産業である農林水産業の振興および農林漁業者の所得の安定を図ることを目的として、平成29年3月に「大津市6次産業化・地産地消推進戦略」（以下「戦略」という。）を策定し、令和3年度を目標年次として、6次産業化及び地産地消の推進を行ってきました。

このほど、戦略策定後の農林水産業を取り巻く環境や社会情勢の変化を踏まえたうえ

で、6次産業化及び地産地消の推進を行うため、戦略を改訂しました。

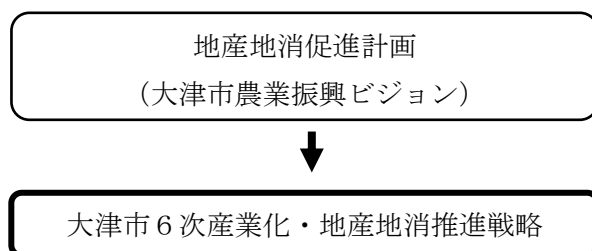
(2) 戦略の期間

令和4年度から令和8年度の5年間を戦略の計画期間とし、期間中に状況の変化などが生じた場合には、必要に応じて見直すこととします。

(3) 戦略の位置付け

本戦略は、「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律(6次産業化・地産地消法)」第41条に基づく「地域の農林水産物の利用の促進についての計画(以下「地産地消促進計画」という。)」を上位計画とし、6次産業化や地産地消の推進について、具体的な取組方針や成果目標等を定めるものです。

なお、平成28年度から令和3年度の6年間は「大津市農業再生計画(平成22年～令和2年3月)」を本市の地産地消促進計画とみなしていましたが、令和3年4月に大津市農業振興ビジョンが改訂されたことを踏まえ、当ビジョンを地産地消促進計画とみなします。



(4) 推進体制

戦略を推進するため、大津市6次産業化・地産地消推進協議会(以下「協議会」という。)を設置します。

協議会の構成は以下とします。

- ① 龍谷大学農学部
- ② 近畿農政局滋賀県拠点
- ③ 滋賀県大津・南部農業農村振興事務所(農産普及課)
- ④ レーク滋賀農業協同組合(大津地区統括本部)
- ⑤ 大津市教育委員会(学校給食課)
- ⑥ 大津市産業観光部(農林水産課)
- ⑦ その他必要な者

協議会では、下記の内容の検討等を行います。

1. 6次産業化及び地産地消等の関係機関・団体の連携促進事業
2. 6次産業化及び地産地消等に関する事業の発掘・育成・支援
3. その他、6次産業化及び地産地消等の推進に必要な事業

3 6次産業化及び地産地消推進の成果目標（5年間）

○総合化事業計画数の増加 令和3年度 3件 ⇒ 令和8年度 4件

各種支援施策（※1）を活用して6次産業化及び地産地消を進めるため、その具体的な基礎計画となる「総合化事業計画（※2）」の計画数の増加に向けた取組みを進めます。

なお、農林漁業者等の6次産業化に対する知識や経験は様々であるため、その取組段階に応じて、十分な知識や技術を習得し、経験を積むことが出来るよう支援することが、計画数の増加に繋がると考えます。

※1 各種支援施策とは

- 農山漁村振興交付金
- 農商工等連携の支援施策
- 地域経済循環創造事業交付金 など

※2 総合化事業計画とは

農林漁業者等が主体となり農林水産物等の生産及びその加工又は販売を一体的に行う事業活動の計画を指します。総合化事業計画を作成し、農林水産大臣に認定を受けることで様々な支援（6次産業化プランナーによる課題解決に向けたフォローアップや農業改良資金（無利子融資資金）の償還期限・据置期間の延長、加工・販売施設等の整備支援（補助金）等）を受けることができます。

4 育成を図る6次産業化事業体の将来像

- ① 基盤となる農産物の生産（1次産業）が安定している。
- ② 加工時の衛生管理の徹底で事故のない商品作りができています。
- ③ 消費者ニーズに応える商品の開発ができています。
- ④ 地域に求められる存在となっている。
- ⑤ 地域の新たな雇用の創出ができています。
- ⑥ 農林漁業者が中心となり、多様な業種と結びつくことで新たな産業を創出できている。

5 重点的に活用を図るべき農林水産物や加工技術等

（1）農林水産物

① 農産物

野菜・果樹・花き全般

※特に大津市の主力農産物（ジャガイモ、ニンジン、タマネギ、キャベツ、ブロッコリー）や大津市の伝統野菜（近江かぶら、坂本菊など）

② 畜産物

鶏卵など

③ 林産物

市内山林で生産される木材や間伐材、特用林産物（きのこ類、山菜類など）

④ 水産物

湖魚、しじみ、川えび、鮒ずしなど

(2) 加工技術等

事業実施主体が計画する新商品開発の実現のための加工技術は、多様であり特定はできないため、全ての加工技術の活用を推進します。

6 6次産業化に取り組む農林水産業者を支援するために行う施策

事業実施主体によって、計画内容は異なってくるため、必要に応じて関係機関と連携し、事業実施主体の取組を支援します。

(1) 滋賀県の施策

農山漁村イノベーション支援事業（農山漁村振興交付金）

① サポートセンター設置と専門家派遣

- ・ 地域資源を活用し新商品やサービスを開発しようとする農林漁業者や事業者に対して、サポートセンターを設置

② 研修の開催

- ・ 6次産業化や農山漁村イノベーションの取組の参考となる研修会の開催

(2) 大津市の施策

4で掲げた将来像の実現のため、滋賀県の施策に準じて、連携して支援を行います。また、本市独自の支援策を必要に応じて実施していきます。

※大津市地産地消推進事業のうち6次産業化推進事業、6次産業化整備事業など

(3) 国・関係機関等の支援施策の活用方策

① 農山漁村振興交付金

② 6次産業化サポート事業（6次産業化プランナーの活用支援など）

③ 農商工等連携の支援施策

④ 地域経済循環創造事業交付金

⑤ その他